

## 市長等の措置に係る通知書

(生涯学習部)		2023年11月1日監査執行	
No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>図書等の購入管理 (1) 図書等の購入 (総合市民図書館)</p> <p>①図書等の購入について、さらなる検討をする必要がある</p> <p>前回（令和3年）の定期監査において、図書の購入は、他自治体の例を参考に、図書の低コスト購入実現に向け、契約方法の見直しの検討について意見・要望した。</p> <p>このことを受け、当該課では、庁内関係課との協議など一定の検討を踏まえ、入札の実施は難しいと判断し、随意契約を継続することとしている。しかしながら、コストメリットの検討では参考見積もりを徴取しないまま結論に至るなど、検討結果には議論の余地がある。</p> <p>少なくとも参考見積りを徴取し、コストやそれ以外の要素も総合的に判断して図書館用図書の購入業者を決定すべきである。</p>	<p>他自治体の対応事例を参考に、資料購入に係る取り扱いなどを再度検討し、2024年3月21日に見積合わせを実施し、令和6年度の図書館用図書の購入業者を決定した。</p>	2024年 4月1日